

第2次 北海道青少年健全育成基本計画（素案）の概要

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

- 北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長することは、道民全ての願いです。
- 道では、青少年が健全に育成される社会の実現に向けて、北海道青少年健全育成条例に基づき、平成20年度から令和元年度を計画期間とする第1次計画を策定しました。
- この間、青少年を取り巻く状況としては、インターネットの利用に起因するトラブル・犯罪、ひきこもりや子どもの貧困など、新たな問題も生まれています。
- このため第2次計画は、社会情勢の変化等を踏まえつつ、5年間を計画期間として策定します。

2 計画の位置付け

- 北海道青少年健全育成条例に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」
- 「北海道総合計画」の特定分野別計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画
- 持続可能な開発目標SDGsの達成に資する基本計画

○主な関連計画等

- 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画
- 北海道子ども未来づくり推進計画
- 北海道子どもの貧困対策推進計画
- 北海道障がい者基本計画
- 北海道雇用創出基本計画
- 北海道総合教育大綱
- 北海道教育推進計画

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

4 計画の対象となる「青少年」の範囲

- 計画全体としては乳幼児期から思春期まで（0歳～18歳未満）
- 40歳未満のポスト青年期までを対象とする施策も含む。

5 第1次計画の指標の達成状況

- 第1次計画では25項目の指標に数値目標を設定
 <最終年における達成率> 100%以上：11項目 80%以上：10項目 80%未満：4項目

第2章 青少年を取り巻く環境の変化と課題

1 青少年をめぐる社会環境の変化

少子化・核家族化／高度情報化／雇用情勢・所得格差／国際化／消費社会の変化

2 青少年を取り巻く課題

いじめ／不登校／自殺／子どもの貧困／児童虐待／福祉を害する犯罪／
 インターネットトラブル／新規学卒者等の早期離職／若年無業者・ひきこもり

第3章 青少年健全育成の基本的考え方

1 基本理念（条例第2条）

青少年の健全育成は、(1)発達段階に応じた必要な配慮をもって (2)社会全体で行われなければならない。

2 施策の基本方針（条例第8条）

- (1) 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり
- (2) 青少年の自立を促す環境づくり
- (3) 社会環境の浄化の促進
- (4) 青少年の福祉を阻害する行為の防止

3 施策の体系

○計画のテーマ：「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」

○施策体系（P3参照）

4 主な指標についての数値目標

- ・主要指標 … 施策の検証を容易にするため数値目標を設定（29項目）
- ・参考指標 … 施策の推進状況を把握するため参考となる指標（9項目）

第4章 発達段階に応じた主な取組

第3章の施策体系（P3参照）に沿って、発達段階ごとに主な取組（全47項目）を記載。

- | | |
|----------------------|------|
| 1 乳幼児期（0～5歳） | 6項目 |
| 2 学童期（6～12歳） | 18項目 |
| 3 思春期（13～17歳） | 19項目 |
| 4 青年期・ポスト青年期（18～39歳） | 4項目 |

第5章 推進体制

- 1 庁内における推進体制
- 2 北海道青少年健全育成審議会における調査審議
- 3 国・市町村との連携
- 4 青少年関係団体との連携
- 5 関係業界との連携
- 6 地域における連携
- 7 施策の推進状況等の進行管理

参考 施策体系

施策の基本方針	施策の目標	施策の目標に向けた主な取組	発達段階に応じた取組			
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期・ ポスト青年期
I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり	○ 子育て支援の充実	●			
		○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成		●	●	
	◎ 豊かな心と健やかな体の育成	○ 家族のふれあい時間の増進	●	●	●	
		○ 基本的な生活習慣の習得	●	●	●	
		○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成		●	●	
	◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり	○ 生きる力を育む活動の充実		●	●	
		○ 障がい等のある子どもへの支援	●	●	●	
		○ 児童虐待の予防と早期発見	●	●	●	
		○ いじめ対策の推進		●	●	
		○ 不登校、ひきこもり等の対策の推進		●	●	
	○ ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援	●	●	●		
II 青少年の自立を促す環境づくり	◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	○ 多様な体験機会の提供		●	●	
		○ 国際交流活動の推進		●	●	
		○ キャリア教育の推進		●	●	
		○ 若者の就業支援の推進				●
	◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり	○ 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進				●
	○ 障がいのある若者への支援の充実				●	
III 社会環境の浄化の促進	◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	○ 社会環境の整備		●	●	
		○ 非行防止対策の推進		●	●	
		○ 犯罪からの立ち直り支援の充実			●	●
IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止	◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり	○ 福祉を害する犯罪への対策		●	●	
		○ 情報化社会への対策		●	●	
		○ 安全安心の確保のための取組の推進		●	●	